

雇用関係助成金のお知らせ

はじめに

雇用関係助成金の月刊誌を再開いたします

令和 7 年度も「雇用関係助成金のお知らせ」と題して、月刊誌を毎月 20 日に配信させていただきます。新設された助成金や改正点について分かりやすく説明いたします。また、ご質問やお問い合わせが多い内容についてもお答えさせていただきます。

ご案内

令和 7 年度雇用関係助成金の主な改正点について

1. キャリアアップ助成金に関して

見直しがあったのは「正社員化コース」と「賃金規定等改定コース」の 2 つです。各コースのポイントを説明いたします。「正社員化コース」は「重点支援対象者」に該当すればこれまで同様、2 期分の支給申請が可能ですが、該当しない場合は 1 期分のみの申請となります。また、**新規学卒者**は雇い入れから 1 年未満の場合、助成金の対象外となります。「賃金規定等改定コース」は賃金増額のパターンが細分化（2 区分から 4 区分）されました。また「**有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新設した場合**」が新たに助成額の加算措置に追加されました。詳細は以下の通りとなっております。

「正社員化コース」の支給額について		
対象者	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者	40 万×2 期で 80 万円 (30 万×2 期で 60 万円)	20 万×2 期で 40 万円 (15 万×2 期で 30 万円)
上記以外	40 万×1 期で 40 万円 (30 万×1 期で 30 万円)	20 万×1 期で 20 万円 (15 万×1 期で 15 万円)

※ 太字は中小企業、() 内は大企業の支給額

重点支援対象者 a～c のいずれかに 該当する者	a 雇い入れから 3 年以上の有期雇用労働者
	b 雇い入れから 3 年未満で次の 2 つどちらにも該当する有期雇用労働者 ①過去 5 年間に正規雇用労働者であった期間が合計 1 年以下 ②過去 1 年間に正規雇用労働者として雇用されていない
	c 派遣労働者（派遣先で正社員として直接雇用） 母子家庭の母等または父子家庭の父 人材開発支援助成金の特定の訓練終了者

【質問】上記 b ①や b ②の確認はどのように行うのでしょうか？

お問い合わせが多いのでお答えします！

所定の様式（様式第 3 号 1 - 5 対象者確認票※1）により確認いたします。これらの様式を**対象労働者に記入いただき**、申請書類に添付してください。

※ 1 厚生労働省の HP からダウンロードできます



「正社員化コース」の留意点・変更点	
留意点	●雇用された期間が通算5年を超えると無期雇用労働者とみなします
	●新規学卒者は雇入れから1年を経過しないと支給対象外となります
変更点	「重点支援対象者」の取扱い等が新設され、加算措置が次の2つに変更 ①正社員転換制度を新たに規定し、正社員転換する（20万円） ②勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換する（40万円）

「賃金規定等改定コース」の1人あたりの支給額・変更点				
賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業（大企業）	4万円（2.6万円）	5万円（3.3万円）	6.5万円（4.3万円）	7万円（4.6万円）

見直し前は引き上げ率**3%以上5%未満**で**5万円**（3.5万円）、**5%以上**で**6.5万円**（4.3万円）の2区分だったものが4区分に細分化され、**6%以上が新しく追加**されました。

また、加算措置については「職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合」の他に「**有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合**」が追加されました。

2. 特定求職者雇用開発助成金に関して

令和7年度から「**中高年齢者安定雇用支援コース**」が新設され「就職氷河期世代安定雇用実現コース」が廃止・統合されました。他には「生活保護受給者等雇用開発コース」と「難治性疾患患者雇用開発コース」の申請手続きの簡素化が図られました。

特定求職者雇用開発助成金の各コースについて	
特定就職困難者コース	変更なし
成長分野・人材確保育成コース	変更なし
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	申請書類・添付資料等の見直しにより簡素化
生活保護受給者等雇用開発コース	申請書類・添付資料等の見直しにより簡素化
中高年齢者安定雇用支援コース （新設）	対 象 : 35歳～59歳の不安定雇用就労者 支給期間 : 1年（6か月ごと2期に分けて支給） 支給額 : 30万～60万（大企業は25万～50万）

3. トライアル雇用助成金に関して

「**一般トライアルコース**」において支給年齢の上限が見直されました。ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている**生年月日が1968年4月2日以降の者**（56歳）から**60歳未満**へと拡充です。「障害者および障害者短時間トライアルコース」は変更点はありません。

ハローワーク米沢

令和7年6月20日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください